

## 国道17号湯沢地区の防災対策として 別線整備ルート（案）が決定

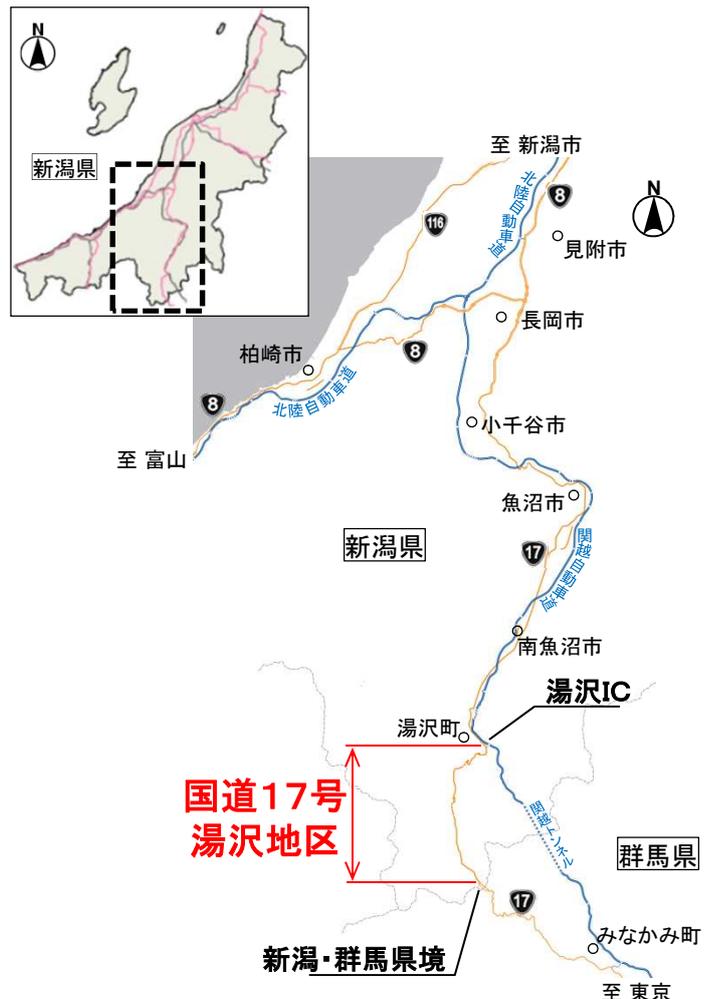
～ 長岡国道事務所管内防災検討委員会 検討結果 ～

### 1. 背景

国道17号湯沢地区（新潟・群馬県境～湯沢IC間）は、大雨や雪崩に伴う事前通行規制による通行止めや、登坂不能車多発、狭小トンネルなどの課題が多く、それらの課題解消に向けた対策が必要となっています。

### 2. 概要

長岡国道事務所が管理する道路において、具体の防災対策を検討するため、学識経験者・専門家からなる長岡国道事務所管内防災検討委員会を開催し、現状の課題及び湯沢地区の対策手法について、議論しましたのでお知らせ致します。



お問い合わせ先：

国土交通省 北陸地方整備局 長岡国道事務所

副所長 安達 志郎（あだち しろ）

なかざわ

〒940-8512 新潟県長岡市中沢4丁目430-1

[電話] 0258-36-4551 [FAX] 0258-34-3186

ふるさとの めくもり伝える 道づくり

国土交通省 北陸地方整備局 長岡国道事務所

〒940-8512 新潟県長岡市中沢4丁目430-1

パソコン・スマートフォン  
携帯電話

<http://www.hrr.mlit.go.jp/chokoku/>  
<http://www.hrr.mlit.go.jp/chokoku/i/>

携帯版



スマホ版

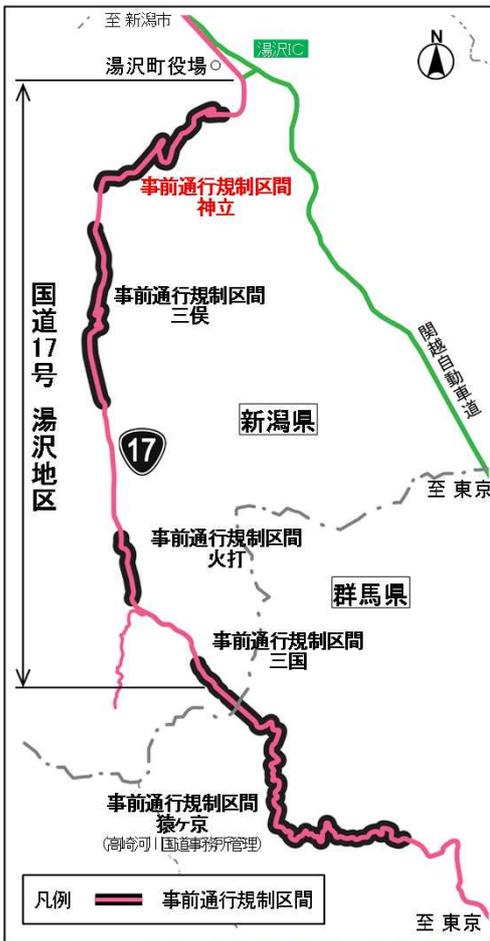


# 長岡国道事務所管内防災検討委員会（概要）

平成29年3月21日 実施

管内にある事前通行規制区間について、防災面や社会的影響を整理し、優先的に対策すべき区間、及び対策方針について議論しました。  
その結果、以下のとおり、とりまとめました。

- 事前通行規制（通行止め）により集落や観光地が孤立する湯沢地区は、課題解消に向け対策が必要。なかでも、湯沢ICに近い事前通行規制区間の「神立」について優先的に整備すべき。
- 事前通行規制区間（神立）には、登坂不能車が多発する区間や狭小トンネルもあるため、湯沢町三俣～芝原間は別線整備による抜本対策が必要。別線整備をしない区間は、雪崩予防柵の設置等の現道対策を進めること。



## 通行規制実施及び災害発生状況

降雨による通行規制のほか、雪崩災害による通行止めが多発

【写真1】大雨による通行止め

(H25.9.16)



【写真2】雪崩災害の発生状況

(H18.1.4)

